

厚生労働大臣の定める掲示事項

(2025年6月1日現在)

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

○標榜科目

内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・糖尿病内分泌内科・腎臓内科・透析内科・小児科・婦人科・皮膚科・外科・消化器外科・呼吸器外科・乳腺外科・肛門外科・整形外科・心臓血管外科・眼科・リハビリテーション科・麻酔科（麻酔科標榜医：中村達也、成田淳）・放射線科・リウマチ科・耳鼻咽喉科・脳神経外科・救急科（25科目）

○診療曜日 診療時間

平日 午前9:00～12:00

土曜 午前9:00～12:00

休診日 日曜、祝日、8月14日～16日、12月29日～1月3日

※時間外・救急診療の際は必ず事前にお電話でご確認ください。

○指定医療

保険医療機関

労災保険指定病院

生活保護法医療機関

戦傷病者特別援護法指定病院

被爆者一般疾病指定医療機関

公害医療機関

救急告示指定病院

臨床研修指定病院（基幹型）

指定自立支援医療機関（育成医療・更正医療・精神通院医療）

難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関

指定小児慢性特定疾患医療機関

中国残留邦人及び特定配偶者の自立支援

○関東信越厚生局に届出している施設基準

<基本診療料>

・情報通信機器を用いた診療に係る基準

・一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1）【3階・4階南・4階北 155床】 ・診療録管理体制加算2

・医師事務作業補助体制加算1（15対1） ・急性期看護補助体制加算1（25対1【看護補助者5割以上】、

注2：夜間100対1急性期看護補助体制加算、注3：夜間看護体制加算、注4：看護補助体制充実加算1)

○DPC対象病院について

当院は、入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する「DPC対象病院」となっております。

※医療機関別係数 1.4734

(内訳) 基礎係数	1.0451
救急補正係数	0.0226
機能評価係数 I	0.3433
機能評価係数 II	0.0624

- ・看護職員夜間配置加算（16対1配置加算1）
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・医療安全対策加算1（注2：医療安全対策地域連携加算1）
- ・感染対策向上加算1（注2：指導強化加算）
- ・患者サポート体制充実加算
- ・褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・呼吸ケアチーム加算
- ・後発医薬品使用体制加算2
- ・病棟薬剤業務実施加算1
- ・病棟薬剤業務実施加算2
- ・データ提出加算2イ
- ・入退院支援加算1（注4：地域連携診療計画加算、注8：総合機能評価加算）
- ・認知症ケア加算2
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・地域医療体制確保加算
- ・特定集中治療室管理料5（注4 早期離床・リハビリテーション加算）【ICU 4床】
- ・ハイケアユニット入院医療管理料1（注3：早期離床・リハビリテーション加算、注4：早期栄養介入管理加算）【HCU 8床】
- ・地域包括医療病棟入院料（注5のロ：25対1看護補助体制加算（看護補助者5割未満）、注8のハ看護補助体制充実加算3、注9のイ：看護職員夜間12対1配置加算1）【2階南 46床】
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料1【5階 56床】
- ・地域包括ケア病棟入院料2（注3：看護職員配置加算、注4のロ：看護補助体制充実加算）【4階西 41床】
- ・緩和ケア病棟入院料2【2階西 12床】

<特掲診療料>

- ・外来栄養食事指導料の注3に規定する基準
- ・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料イ
- ・がん患者指導管理料ロ
- ・がん患者指導管理料ハ
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料1
- ・二次性骨折予防継続管理料2
- ・二次性骨折予防継続管理料3
- ・下肢創傷処置管理料
- ・院内トリアージ実施料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算（救急搬送看護体制加算1）
- ・外来腫瘍化学療法診療料1
- ・外来腫瘍化学療法の注9に規定するがん薬物療法体制充実加算
- ・ニコチン依存症管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・地域連携診療計画加算
- ・医療機器安全管理料1
- ・在宅療養後方支援病院
- ・在宅血液透析指導管理料
- ・持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
- ・BRCA1/2 遺伝子検査（血液によるもの）
- ・ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 核酸検出を含まないもの）
- ・検体検査管理加算I
- ・検体検査管理加算IV
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・コンタクトレンズ検査料1
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算1
- ・無菌製剤処理料

- ・心大血管疾患リハビリテーション料Ⅰ
- ・脳血管疾患リハビリテーションⅠ
- ・運動器リハビリテーション料Ⅰ
- ・呼吸器リハビリテーション料Ⅰ
- ・がん患者リハビリテーション料Ⅰ
- ・人工腎臓（慢性維持透析を行った場合1）
- ・導入期加算1
- ・透析液水質確保加算2
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ストーマ合併症加算
- ・緊急整復固定加算 及び緊急挿入加算
- ・乳がんセンチネルリンパ節加算2 及びセンチネルリンパ節生検（単独）（センチネルリンパ節加算2）
- ・内視鏡による縫合術・閉鎖術（内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻閉鎖術）
- ・経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの又はエキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの）（アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテルによるもの）
- ・胸腔鏡下弁形成術
- ・胸腔鏡下弁置換術
- ・経カテーテル大動脈弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術）
- ・不整脈手術（4 左心耳閉鎖術（ロ 胸腔鏡下によるもの））
- ・不整脈手術（4 左心耳閉鎖術（ハ 経カテーテル的手術によるもの））
- ・経皮的中隔心筋焼灼術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- ・両心室ペースメーカー移植術（心筋電極の場合） 及び両心室ペースメーカー交換術（心筋電極の場合）
- ・両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合） 及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
- ・植込型除細動器移植術（心筋リードを用いるもの） 及び植込型除細動器交換術（心筋リードを用いるもの）
- ・植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの） 及び経静脈電極抜去術
- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（心筋電極の場合） 及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（心筋電極の場合）
- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合） 及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）
- ・大動脈バルーンポンピング（IABP 法）
- ・経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に規定する手術（胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む））
- ・輸血管理料Ⅱ
- ・輸血適正使用加算
- ・人工肛門、人工膀胱造設術前処置加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・麻酔管理料Ⅰ（麻酔科標榜医：中村 達弥、成田 淳）
- ・保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製
- ・保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診
- ・看護職員処遇改善評価料 56
- ・外来・在宅ベースアップ評価料 1
- ・入院ベースアップ評価料 80

<その他>

- ・入院時食事療養（Ⅰ）
- ・酸素の購入価格の届出

○入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士による栄養管理のもと、適時適温の食事を提供しております。各病棟に、食堂を設置しており、利用可能な方は食堂の利用をお勧めしております。

※配膳時間 朝食：8時00分 昼食：12時00分 夕食18時00分

○保険外負担に関するもの

- ・診療録開示手数料：複写の際は、実費1枚あたり20円（税込）
- ・在宅医療に係る交通費：3kmまで200円、以降1km増す毎に100円
- ・その他別掲参照

○保険外併用療養費に関するもの

- ・当院は、差額ベッド料を含め選定療養に係る費用を患者様からいただいております。
- ・医薬品の治験に係る診療

○介護保険制度

当院は、介護保険制度の「居宅療養管理指導」指定医療機関となっております。

介護保険事業所番号「2010117436」

居宅介護支援事業者（ケアプラン作成者）に必要な情報を随時提供します。

要支援、要介護者または家族の方へ、居宅サービスを利用する時の注意事項や介護方法などの指導・援助を行います。

訪問診察時に、医療保険で受診された訪問診察料等の一部負担金以外に、介護保険の介護報酬に応じた利用料の1割をご負担いただきます。

介護サービスについてご質問、ご要望がございましたらご相談下さい。

